

令和5年度輪之内町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年10月13日策定

1 方針の目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を次のとおり定める。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、町のすべての機関が物品及び役務（以下、「物品等」という。）を調達する場合に適用する。

4 調達方針の対象となる施設等

この調達方針の対象は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障がい者就労施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等
 - ①就労移行支援事業所
 - ②就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ③生活介護事業所
 - ④障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - ⑤地域活動支援センター
 - ⑥小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所
 - ①「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく特例子会社
 - ②以下の要件の全てを満たす事業所
 - ・障がい者の雇用者数が5人以上
 - ・障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ・雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障がい者等

- ①在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- ②在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達対象となる物品等

本町において調達対象となる物品等については、以下のとおりとする。

- (1) 物品
 - ・食品類、記念品等、縫製品、生活雑貨、農作物等
 - ・その他施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - ・清掃作業、軽作業等
 - ・その他施設等が提供可能な役務

6 調達目標

令和5年度に本町が達成すべき優先調達の目標は、以下のとおりとする。

（単位：千円）

	令和5年度 調達目標額	令和4年度 実績額	対前年度比 (令和4年度比)
物 品	190	10	19.0
役 務	79	79	1.00
計	269	89	3.02

7 調達の推進方法

- (1) 本町では、施設等から提供可能な物品等及び関係機関が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、関係機関に対し施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大により施設等の収益悪化が見込まれることから、障がい者の雇用・通所機会の確保のため、優先調達の推進に関して施設等と適宜連携を図る。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度取りまとめを行い、町ホームページ等により公表する。